



令和2年7月14日

東京都知事

小池 百合子 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 新美



東京都特定個人情報の保護に関する条例第24条第2項の
規定に基づく諮問について（答申）

令和2年5月28日付2心福障第185号により、当審議会に対して諮問された「身体障害者手帳の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

別紙

「身体障害者手帳の交付に関する事務に係る 特定個人情報保護評価書（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会は、「身体障害者手帳の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、従来の紙の手帳だけでなく、新たにカードが導入されることとなったため、委託の範囲が広がるなどしているが、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を概ね講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

1 委託の取扱いについて

- (1) 委託先への管理監督は、概ね適正であることが確認できた。
- (2) 当該事務では、効率的に、申請に係る情報を当該システムに登録し、カードを交付するため、データ入力業務やカード発行業務などの委託を予定しているが、当該事務の取り扱う情報の性質に照らし、その取扱いには特段の配慮を要するものである。

委託先が漏えい等の事故を起こすと、申請者及びその関係者に損害を与えるだけでなく、都の信用も失墜し、その対応のため膨大な時間と費用を要することになる。

番号法に規定されているとおり、委託元は委託先に対する監督義務を負うものであり、委託先には都と同程度の安全管理措置の構築が必要となることから、委託先への厳格な管理監督に努めること。

2 アクセスログの分析について

当該事務においては、要配慮個人情報を取り扱っていることに鑑み、漏えい等の事故を防ぐための厳格な安全管理措置の運用が求められている。

身体障害者手帳交付システムでは、不適切な取扱い等を監視するため、操作履歴を含むアクセスログを一定期間保存し、定期的に不正なアクセスが行われていないかを確認すること等、適正な安全管理措置が講じられている。今後も引き続き厳格な運用管理に努めること。

3 特定個人情報の保存及び廃棄について

当該事務における申請書等は、事務の性質上、該当者が生存中は根拠資料として保存が必要であり、東京都文書管理規則に基づき長期保存文書として取り扱ってきた。

先般、東京都文書管理規則が改正されたことにより、長期保存文書が廃止となったことから、当該文書については30年の保存期限を新たに設定したが、引き続き長期間にわたる取扱いが必要なことや、30年経過後も生存している者の申請書等の取扱いを検証するなど、適正な体制の下で管理が継続するよう努めること。

4 評価書等の活用について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検、整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
令和2年5月28日	諮問
令和2年6月8日 から同月10日まで	本評価書案概要説明・審議 (第49回特定個人情報保護評価部会)
令和2年6月24日	審議(第50回特定個人情報保護評価部会)
令和2年7月14日	「身体障害者手帳の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

神橋 一彦、徳本 広孝、宮内 宏